

住民税務課 ☎ 22-3039

4月から6月までの毎週📅 19時まで
マイナンバーカード時間外受付

4月から6月末までの毎週水曜日、19時まで窓口を延長してマイナンバーカードの時間外受付を行います。また、田代地区にお住いの方でマイナンバーカードを受け取る場合は、当日15時までに支所住民生活課（☎ 25-2511）へご連絡ください。



マイナンバーカードの時間外受付 ※役場本庁のみ

4月～6月の毎週📅 17:15～19:00

●住民票や戸籍の証明発行などは行っていません●時間外受付は本庁のみの対応となります



スマホでも申請 OK
← 23桁の申請IDが分かる場合はこちらのQRコードからも手続きできます

総務課 ☎ 22-0511

水槽付消防ポンプ車・消防広報車
消防用車両2台を新たに配備

平成11年8月から役場田代支所に配備されていた消防タンク車を、令和3年3月に更新しました。1,500Lの水槽を装備し、初期消火や水利から遠い地域での迅速な消火活動に力を発揮します。消防広報車も導入し、災害時の周知業務や女性消防隊による広報活動など予防消防にも幅広く活用されます。

水槽付消防ポンプ車

1,500Lの水槽を装備し、河川や消火栓の水利より強力な放水で一般火災において速やかな消火活動ができます。

消防広報車

火災予防広報や災害時における周知広報を目的に消防広報車を配備しました。

※電源立地地域活動支援交付金で整備



健康保険課 ☎ 22-3044

新型コロナワクチン接種券
65歳以上の方に4/12📅送付

新型コロナワクチンの接種券を、65歳以上の方に4月12日の週に送付します。接種券が届きましたら同封される案内文をご覧ください、コールセンターへ電話で予約をお願いします。

接種券の送付対象者 ▶ 65歳以上の方

接種券の送付予定日 ▶ 4月12日📅

予約の開始予定日 ▶ 4月19日📅



建設課 ☎ 22-3033

「神之川虹のつりはし大滝橋」の補修完了
神川大滝を望む空中散歩が再開

橋りょう補修工事のため、昨年12月から立入禁止となっていた神川大滝公園の「神之川虹のつりはし大滝橋」が、3月12日から通行できるようになりました。高さ68mから雄大な自然を眺めつつ、全長130mの空中散歩を楽しむことができます。



高さ25m、幅30mの神川大滝を上から望める大滝橋。

教育委員会 ☎ 22-0517

課題を見つけ解決する力を身につける
ジュニアリーダーを募集します

子ども会や学校でのリーダーを育てる実行委員を募集中。参加を希望される方は教育委員会へ申込みください。応募者多数の場合は抽選となります。

募集内容 送迎などの費用負担はありません

対象者 ▶ 錦江町子ども会加入の中学生・高校生

内容 ▶ 事例発表/安全啓発研修/レクリエーション/交流活動/創作活動/奉仕活動など

実行委員会 ▶ 5/30📅・7/4📅 10:00～15:00

交流大会 ▶ 8/21📅～22📅 1泊2日
(国立大隅少年自然の家)

申込締切 ▶ 4月16日📅まで



健康保険課 ☎ 22-3044

ヘルスマイト養成講座の参加者を募集中
食事で健康づくりボランティア

講義や調理実習を通して食事の基本や食育、運動の基本などを学ぶ、ヘルスマイト養成講座の参加者を募集します。申込締切は7月26日📅までです。



「料理を学びたい」「食事で健康に」「家族の健康管理を」と思っている方には、特におすすめの養成講座です。毎月1回開催

参加者募集中 ヘルスマイト養成講座の参加者を募集

対象者 ▶ 錦江町在住の20歳から65歳未満の方で、料理や食事、健康づくりに興味のある方
内容 ▶ 食生活や健康づくりについての講義、運動の実践、調理実習（毎回）など
日程 ▶ 8～12月まで毎月1回（昼/計5回）

申込締切 ▶ 7月26日📅まで 受講料は無料

住民税務課 ☎ 22-3039

浄化槽設置に係る費用の一部を補助します
合併処理浄化槽の設置補助金

合併処理浄化槽を新たに設置する場合に、費用の一部を補助金として交付します。町内業者と町外業者が施工する場合では補助金額が変わりますのでご注意ください。補助金額は下記表のとおりです。

人槽別補助金額

人槽区分	補助金額	
	町内業者施工	町外業者施工
5人槽	432,000円 (532,000円)	382,000円 (482,000円)
6～7人槽	514,000円 (614,000円)	464,000円 (564,000円)
8～10人槽	648,000円 (748,000円)	598,000円 (698,000円)

●（ ）内の金額は、単独処理浄化槽を撤去して合併処理浄化槽に入れ替える場合の補助金額

●補助金は予算の範囲内で実施します。予算額に達した場合は終了となりますので事前にご確認ください。

住民税務課 ☎ 22-3037

軽自動車税は減免が受けられます
減免申請手続きは4/30📅まで

軽自動車などの所有者（納税義務者）で、障害者本人（ただし18歳未満の身体障害者、知的障害者又は精神障害者の場合は、その方と生計を一にする方を含む）は軽自動車税の減免措置が受けられます。減免手続きの申請期限は4月30日📅まで。

申請に必要なもの

- 車検証●免許証●印鑑●軽自動車税納付書（納めていないもの）●手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳）●マイナンバーの記載されている書類（マイナンバーカード、通知カード、住民票など）

▶減免は障害者ひとりにつき1台です。すでに普通自動車税の減免を受けている場合は減免されません。▶車検証の車体の形状欄に「車いす移動車」などと記載

されている場合も減免の対象となります。▶障害などの区分や等級によっては減免を受けられない場合がありますので、事前にお問い合わせください。

